

令和4年度裾野市農業委員会10月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 午後1時30分から午後2時15分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華			富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏			富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博		
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

東	飯塚 邦彦	西	大庭 義文	須山	中村 偉文		
---	-------	---	-------	----	-------	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11	杉山 克己	1	杉山 守正
----	-------	---	-------

第3 議事

(1) 議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(2) 議第20号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会10月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、11番 杉山克己委員、1番 杉山守正委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 6番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いします

ます。

地区担当委員

申請地は、須山支所から北東に約200メートルのところに位置します。

申請地は調整区域内の農地です。面積は44㎡で、地目は登記簿、現況ともに畑です。

渡人は平成18年に相続により取得しましたが、今まで受人が保全管理を行っていました。受人の住宅敷地近隣の場所であり、葉物野菜等を栽培するのに便利であるため、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受人夫婦と受人の娘夫婦の4名で行いますが、7年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、葉物野菜の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、3,605.68㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩30秒程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、葉物野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

事務局

事務局から補足説明いたします。

申請地につきまして、数日前にキャンプ場として利用しているとの連絡がありました。事務局で状況確認、関係者への事実確認等を行うため、保留とさせていただきます。

議 長

ただ今の議第19号 番号2について、事務局からの提案により保留といたします。

次に、議第20号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第20号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、千福公民館の約270メートル北東側に位置しています。
現況は田となっています。

借人は、災害復旧工事を請け負っており、工事現場周辺で工事期間中の仮設施設・資材置き場・駐車場等を探していました。

申請地は、施工現場付近で工事に必要となる施設計画の適地であることから、貸人に相談し、承諾を得られたため、一時転用を申請するものです。

一時転用期間は、10ヶ月間であり、工事完了後、仮設施設は全て撤去し、農地(田)へ復元するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

本計画は、県より工事現場内としての取り扱いとなっており、仮設建築物等について都市計画法などの手続きは許可不要となります。

また、転用計画が実施される資金力もあり、一時転用面積も適正です。

本件は、10ヶ月間の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準をみたしていると考えられます。

北側は道路、西側は田、南側は水路、東側は道路に接しています。

仮設施設敷地内は、農地の表土保護のため、土木シート及び鉄板を敷いた上に仮設施設が配置されます。また段差箇所については土のうを設置し農地形状を崩すことの無いようにするほか、仮設フェンスも設置される計画となっています。

申請地を一時転用することに対し、貸人も承諾し、農地へ復元することも確約されていることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ただ今の議第20号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第20号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、東中学校から東へ約600メートルに位置します。
利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。
面積は、4,919㎡です。

貸人は、平成4年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成24年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定

しており、借人は「すそのさくら」の栽培を行ってきました。

その期間が、令和4年10月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、平成24年当時、
在住しておりましたが、東日本大震災以降、
移住しました。「すそのさくら」は当時、借人が新たに品種改良した秋咲きの桜です。経営農地は、今回利用権設定する土地4,919㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、10年間で、賃貸借によるものです。10アール当たり3,000円となり、1年間で14,757円となります。

耕作管理計画によると、引き続き「すそのさくら」を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第21号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第21号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和4年度裾野市農業委員会10月総会を閉会します。

令和4年10月11日(会議録署名人)

11番署名人

杉山 克己

1番署名人

杉山 守正